



山形県公報

令和5年5月26日(金)

号 外 (20)

目 次

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則…………… 1

企業局関係

規 程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年5月26日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を次のように改正する。
附則第5項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和5年5月26日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の前の見出し、同項及び附則第8項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和5年5月26日印刷
令和5年5月26日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県